

諮問但第1号

但馬海区漁業調整委員会

知事許可漁業の許認可方針について（諮問）

下記の知事許可漁業にかかる許認可方針を別紙のとおり定めたいので、諮問します。

令和3年7月1日

兵庫県知事 井戸 敏



記

- 1 せん漁業（べにずわいがにかご漁業）
- 2 せん漁業（べにずわいがにかご（暫定水域特別調査）漁業）

以上

せん漁業（べにずわいがにかご漁業）許認可方針（但馬海区）（案）

令和3年 月 日制定

兵庫県但馬海区におけるせん漁業のうち、べにずわいがにかご漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 べにずわいがにかご漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数）

第2 船舶の総トン数は20トン未満でなければならない。

第3 船舶等の数又は漁業者の数は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

（推進機関の馬力数）

第4 定めなしとする。

（操業区域）

第5 北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面とする。

（漁業時期）

第6 9月1日から翌年6月30日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 県内に住所を有し、次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者。

ア 豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡城崎町、同郡竹野町）

イ 香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）

ウ 新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第8 次のとおりの条件を付する。

- (1) 水深 800 メートル以浅の海域で操業してはならない。
- (2) 使用漁具数は 3 連以内とする。
- (3) かごに使用する網目の内径は 15 センチメートル以上、かごの側面最下部に形成される菱形状の各網目の対角線のうち、かご枠底縁により平行となるものの長さの平均値 (当該対角線の長さの総和を当該網目数で除して得た数値) 及び当該各網目の当該対角線以外の対角線の長さの平均値は、いずれも 10 センチメートル以上でなければならない。
- (4) 漁具標識は、連の両端に方 50 センチメートル以上の赤旗を水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げたボンテン竿を付し、その中央より下部に横 13 センチメートル以上、縦 18 センチメートル以上の大きさの札を付し、旗及び札には上から順に県名、連番号、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。また、ブイには全て船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。
なお、音波浮上式ブイの使用は禁止する。

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

第9 当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位 1 位 現に当該漁業の許可を受けている者 (以下「既存許可者」という。) であって、次のア又はイに該当する者。
 - ア 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
 - イ 個人経営の既存許可者が代表者となり設立した法人で、個人事業を廃止し、使用する船舶を除き個人経営時の従前の許可の内容と同一の内容で当該漁業を営もうとする法人。
 - (2) 優先順位 2 位 当該漁業の従事経験が 1 年以上ある従事者で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人もしくは当該従事者が代表者となり設立した法人。
 - (3) 優先順位 3 位 前各号以外の者。
- 2 前項各号において同順位である者相互の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。
- 3 前項においても許認可をする者を定めることができない場合は、漁業調整規則第 11 条第 6 項に基づきくじを行い、許認可をする者を定める。

(許可の有効期間)

第 10 3 年とする。ただし、漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第 15 条第 2 項に基づき、3 年より短い期間とする。

(教示事項)

第11 次のとおり教示事項を付する。

- (1) 地域で決まった自主規制を遵守しなければならない。
- (2) 翌月10日までに漁獲成績報告書を知事に提出しなければならない。
- (3) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

附則 1 この方針は、令和 年 月 日から適用する。

せん漁業（べにずわいがにかご（暫定水域特別調査）漁業）許認可方針（但馬海区）
（案）

令和3年 月 日制定

兵庫県但馬海区におけるせん漁業のうち、べにずわいがにかご（暫定水域特別調査）漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 べにずわいがにかご（暫定水域特別調査）漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数）

第2 船舶の総トン数は20トン未満でなければならない。

第3 船舶等の数又は漁業者の数は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

（推進機関の馬力数）

第4 定めなしとする。

（操業区域）

第5 北緯37度30分10秒以南、北緯36度56.2分以上、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面とする。

（漁業時期）

第6 9月1日から翌年5月31日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 兵庫県知事からせん漁業（漁業種類：べにずわいがにかご漁業）の許可を受け、かつ同漁業の許可を受けた船舶を使用する者。

第2章 許可等の条件

（許可に付する条件）

第8 次のとおりの条件を付する。

（1）水深800メートル以浅の海域で操業してはならない。

（2）使用漁具数は1連とする。

（3）かごに使用する網目の内径は15センチメートル以上、かごの側面最下部に形

成される菱形状の各網目の対角線のうち、かご枠底縁により平行となるものの長さの平均値（当該対角線の長さの総和を当該網目数で除して得た数値）及び当該各網目の当該対角線以外の対角線の長さの平均値は、いずれも10センチメートル以上でなければならない。

(4) 漁具標識は、連の両端に方50センチメートル以上の赤旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げたボンテン竿を付し、その中央より下部に横13センチメートル以上、縦18センチメートル以上の大きさの札を付し、旗及び札には上から順に県名、「暫定」の文字、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。また、ブイには全て船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。

なお、音波浮上式ブイの使用は禁止する。

(5) ベにずわいがに暫定水域特別調査が終了または中止された場合には、直ちに操業を中止し、許可証を返納しなければならない。

第3章 許可の有効期間等

(許可の有効期間)

第9 3年とする。ただし、漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき、3年より短い期間とする。

(教示事項)

第10 次のとおり教示事項を付する。

- (1) 地域で決まった自主規制を遵守しなければならない。
- (2) 翌月10日までに漁獲成績報告書を知事に提出しなければならない。
- (3) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

附則 1 この方針は、令和 年 月 日から適用する。